

重大製品事故の公表までのフロー図

製造事業者・輸入事業者の消費者庁への事故報告
(消安法第35条第1項及び第2項)

・報告の対象外は除外
・所管各省庁へ通知
(法36条第4項により判明したものを含む)

①重大製品事故は、ガス・石油機器によるものか。
ガス・石油機器 ガス・石油機器以外

直ちに

報告受理日から原則1週間以内
製品欠陥によって生じた事故
ではないことが完全に明白。

第一ステップ

事業者名、機種・型式名、事故の内容等を公表(*1)。
(記者発表及びウェブサイト)

事故の概要のみを公表(*1)。
(記者発表及びウェブサイト)

第一ステップ

事故原因の調査
(関係機関からの情報収集及び法38条の調査)

原因が明らかなもの以外

②重大製品事故が製品に起因して生じたものか。
製品起因が疑われる事故。 製品に起因して生じた事故か不明。 製品欠陥によって生じた事故ではないことが完全に明白。

直ちに

報告受理日から原則1週間以内

報告受理日から原則1週間以内

第一ステップ

事業者名、機種・型式名、事故の内容等を公表(*1)。
(記者発表及びウェブサイト)

事故の概要のみを公表(*1)。
(記者発表及びウェブサイト)

第一ステップ

原因が明らかなもの以外

更なる事故調査・原因分析
(経済産業大臣から法36条第4項に基づくNITEの調査)
消費者庁と経済産業省が共同で実施

合同会議(*3)で確認の上、除外
事故の概要のみを公表(*1)
(但し、既に事業者名等を公表している場合は、事業者名等を含め公表(*1))
(ウェブサイト)

③重大製品事故が製品に起因して生じたものか。
製品起因が疑われる事故。 製品に起因して生じた事故か、依然として不明。 製品欠陥によって生じた事故ではないことが完全に明白。

第二ステップ

事業者名、機種・型式名、事故の内容等を公表(*1)。
(記者発表(*2)及びウェブサイト)

第二ステップ

合同会議(*3)の審議を経て、事業者名、機種・型式名、事故の内容等を公表(*1)。
(ウェブサイト)

(*2) 既に事業者名等を公表している場合は必要に応じて対応

(*1) 経済産業省と協議の上、消費者庁が公表

(*3) 合同会議の正式名称は、「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」